

橋本市規則第 19 号

橋本市契約事務規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市契約事務規則の一部を改正する規則

橋本市契約事務規則(平成 18 年橋本市規則第 71 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(随意契約の限度額) 第 25 条 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき随意契約によること ができる契約は、次に掲げる額以下の額の予定価格の契約とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>200 万円</u> (2) 財産の買入 <u>150 万円</u> (3) 物件の借入 <u>80 万円</u> (4) 財産の売払 <u>50 万円</u> (5) 略 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100 万円</u>	(随意契約の限度額) 第 25 条 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき随意契約によるこ とができる契約は、次に掲げる額以下の額の予定価格の契約とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>130 万円</u> (2) 財産の買入 <u>80 万円</u> (3) 物件の借入 <u>40 万円</u> (4) 財産の売払 <u>30 万円</u> (5) 略 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>50 万円</u>

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。